

## 人間の進歩・進化と私の研究

ーダーウィンの『種の起源』150年とテイヤール・ド・シャルダンを記念してー

地球環境学研究科地球環境学専攻

宮本 尚 (B0895497)

### 要約

チャールズ・ダーウィンとテイヤール・ド・シャルダンは、ともに独自の進化論を唱える中で、「進化の過程にある人間」という存在をみつめた。その視点は、今日の人類にとって急務の課題である地球環境問題に対処するうえで、重要な示唆を与えてくれると考えられる。ダーウィンは、人間の社会ー文化的な進化論を通じて、人間の道徳性は、社会性本能と共感能力に起因して進化してきたものだとし、文明の発達を伴うことで、その対象は人間社会にとどまらず、動物界、地球全体にも及ぶものであるとした。また、テイヤールは、宇宙の発生や神の存在をも包含する壮大なキリスト教的進化論を展開する中で、人間は現在、進化という不可逆の流れの中にあり、これまでにたどってきた道筋に散在するあらゆる要因を複雑に絡ませてその歴史を形成してきたとした。彼らはともに、生物界におけるつながりや、人間社会の歴史、宇宙や生命誕生の歴史といった、時間的にも空間的にも広大な流れの中の一点に、現在の人間は置かれているということを教えてくれる。

筆者の研究は、ワシントン条約におけるアフリカゾウの象牙取引に関して、条約会議レベルで決定されたことが、地域社会にどのような影響を及ぼすのか、その相互の関連性を明らかにすることを試みるものである。ワシントン条約は、国際取引の規制のみを行う条約であるが、種を絶滅のおそれから保護するというその目的を達成するためには、取引のみならず、地域社会での保全をめぐる諸問題や国際関係など、他の多くの要因を検討する必要がある。それは、生物界における人間の位置を認識すること、人間や宇宙の歴史の中で今人間はどのような地点にいる存在なのかを自覚することにまで及ぶ。二人の進化論者の「進化の過程にある人間を見つめる目」は、この点において、地球環境問題の解決のために人間が持つべき視点に大いなるヒントを与えてくれるものである。

## 1. はじめに

地球上の生命は、私たち人間は、この先どこへむかうのだろうか。その未来は、一体どのようなものになるのだろうか。19世紀から20世紀の間に活躍した二人の学者、チャールズ・ダーウィンとテイヤール・ド・シャルダンは、それぞれに生命と人間についての進化論を生み出した。二人は自身の論を展開する中で、「進化の過程にある人間」という存在を見つめた。その目に人間の姿はどう映ったのだろうか。

現代は、貧困や差別、戦争といった人間社会の問題のほかに、地球の存続と人類の存続というこれまでにないスケールの大問題—地球環境問題が、人々の間で共通に、大きく意識されるようになった時代である。環境問題の解決のために、人間はこのさき一体何をすればよいのか。どのように歩むことが、解決の糸口へとつながるのか。この命題に答えを出すためには、二人の学者が進化論を通じて提示した、進化の過程にある人間、地球やその生命とのつながりやかかわりを持つ存在としての人間を見つめる目が不可欠であるように思う。

本稿では、ダーウィンとシャルダンそれぞれの進化論を概観した後、筆者の研究対象であるワシントン条約における野生生物（おもにアフリカゾウ）の保全を模索する事例から、条約に求められている変化を考察する。そのうえで、こうした地球環境問題を考えるにあたり、二人の視点にどのように学ぶことができるのかに触れてみたい。

## 2. ダーウィンの進化論・テイヤールの進化論

### 2-1. 『種の起源』に始まるダーウィンの進化論

チャールズ・ロバート・ダーウィン（1809～1882）は英国の博物学者であり、大学卒業後、海軍調査船ビーグル号に乗り込み南米のガラパゴス諸島やオーストラリアなどを探検し、数多くの動植物を観察した。そして、その経験と実証の裏づけに基づき古くからみられた生物学上の進化論を体系化し、1859年、かの有名な『種の起源』を発表する。

『種の起源』において展開された自然淘汰説のくわしい説明は本論では省略するが、通説によれば、この著作においてダーウィンは人間の進化を主題とすることはなかったとされている<sup>1</sup>。キリスト教に端を発する創造説が人々の間で一般的であったヨーロッパ社会において、異端的とも解されない立場ととられることを畏れたダーウィンは、人間の進化について取り立ててまとめることはしなかったものの、種の進化の中に人間の進化が当然含まれることははっきり意識していたといわれている<sup>2</sup>。

入江重吉<sup>3</sup>によれば、ダーウィンが、そうした人間の進化に関して具体的に論じ始めたのは、1871年発表の『人間の由来』からである。ここで彼は、人間の生物的進化と社会—文化的進化という進化論における二つのレベルを明確に区別しつつ、人間の社会—文化的進化（すなわち道徳性の進化）とは、共感能力と社会性本能に起因するものであり、それす

<sup>1</sup> 入江重吉『ダーウィニズムの人間論』、26頁。

<sup>2</sup> 入江・前掲書（1）45頁。

<sup>3</sup> 入江重吉は、現在松山大学経済学部教授である（哲学、エコロジー論）。

ら進化論的に説明できる、つまり動物にまでその由来をたどることができるとしている。ダーウィンは、これを集団淘汰という語を用いて以下のように説明している。「共感は、たがいに助けあい守りあっている動物すべてにとって、きわめて重要なものの一つなので、この感情がどんなに複雑なかたちで起こったとしても、自然淘汰によって強められたであろう。というのは、きわめて共感に満ちた個体が多数集まっているような共同体は、よく栄え、多数の子孫を育てるだろうからである」<sup>4</sup>。

入江は、こうした理論展開を受けて、「人間の場合、社会性本能は動物と同じくさしあたって同一集団の仲間にものみ限定されていた。ところが、文明の発展に応じて、限定された集団の枠をそのつど乗り越えて、社会性本能や共感が広げられていった」<sup>5</sup>とし、その著作の中で人間の道徳性の対象が動物や地球環境につながる可能性を示唆している<sup>6</sup>。

以上より、ダーウィンは、人間が単に他の動物も含めた一連の生物学的な進化の途上にあるというだけでなく、その道徳性においても同じ過程をたどって進化を続けているということを示している。ここにおいて、人間は、他の動物と切っても切り離せない生物学的なつながりの中に存在しているとともに、自身をとりまく動植物や環境にも目をむけてゆく過程にある存在であると解されているといえる。

## 2-2. テイヤールによるキリスト教的進化論

テイヤール・ド・シャルダン (1881~1955) は、フランスのイエズス会士であるとともに、古生物学者・地質学者でもあり、物理学や化学、哲学にも精通したユニークな人物である。彼は、イエズス会の修練士、教師などを経て中国などアジアでの研究活動に従事し、北京原人の発見などの偉業を成す。そうした中で『現象としての人間』を執筆し、独自のキリスト教的進化論を打ち立てる。

宇宙の発生から、生物発生、人類発生と続く過程は、人類の叡智が確立されることによって頂点へと収斂していくとしたこの壮大な説は、ダーウィンによる進化論という科学的な事象と、キリスト教という思想を結びつけるはたらきをした。テイヤールは、分子などの例を用いて自身の説を詳細に説明しており、クロード・トレモンタン<sup>7</sup>によれば、「科学という領域、現象というレベルに立って、創造のわざが人類の進化を通じてどのように継続されているか、を教えている」<sup>8</sup>とされる。

テイヤールがこの説を述べる中で重視している点の一つに、現在も人間は進化の過程にあり、進化というものの流れは続いており不可逆である、ということがある。また、進化の頂点へとむかっているこれまでの歴史をふりかえって、「ますます断片的になる意識の要

<sup>4</sup> 入江・前掲書 (1) 204 頁。

<sup>5</sup> 入江・前掲書 (1) 208 頁。

<sup>6</sup> くわしくは、入江・前掲書 (1) 終章参考のこと。

<sup>7</sup> クロード・トレモンタンは、哲学、聖書釈義学、自然科学に精通したフランスの思想家である。

<sup>8</sup> クロード・トレモンタン『テイヤール・ド・シャルダン』54、55 頁。

素がますます無秩序な不統一状態になって漂うのが望見できる」<sup>9</sup>として、過去に散在していたさまざまな事象が複雑に絡み合い、集中して現在や未来があるのだとしている。こうした視点に立ち、テイヤールは、現在を生きる人間というものを、不可逆の流れの中で容易にはほどけない、変えることのできない複雑な多数の要因を引きずりながら、ある方向を目指して歩んでいるもの、と解していたのではないか、と考えられる。

### 3. ワシントン条約におけるアフリカゾウ論争と地域社会への影響

ここまでは、ダーウィンとテイヤール両者の進化論から、それぞれの「進化の過程にある人間を見つめる目」を考察してきたわけだが、筆者の研究においても、人間をそれ単体として捉えるのではなく、何かの流れや他のものとのかかわりの中で捉えることが重要となってくる。以下では、研究の概略を紹介するなかで、その点を明らかにしていく。

筆者の研究は、ワシントン条約におけるアフリカゾウの象牙取引をめぐる条約会議での論争と、地域社会での人間とアフリカゾウとの共存の実態（ゾウの保全・保護やゾウと人との衝突など）という二つの異なる次元における現象について、その相互作用や関連を明らかにすることを試みるものである。その命題は、突き詰めると、人間が野生生物との共存を図ることが不可欠であることを自覚した上で、どのようにしてそれを実践していくのか、そうした未来に向けて人間は何をすべきなのか、という問いとなる。

#### 3-1. アフリカゾウの減少と象牙の全面輸出禁止をめぐる動向

ワシントン条約<sup>10</sup>（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）とは、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引を規制することで、それらを絶滅のおそれから守ることを目的とした国際条約である。

この条約の対象となる野生生物種は、原則として商業取引が禁止される附属書Ⅰ、ある一定の条件を満たせば商業取引が認められる附属書Ⅱ、自国において保護したい種について他国に取引規制の協力を求めたいときに掲載する附属書Ⅲ、の三つの附属書に掲載されたものである。どの附属書にどの種を掲載するかは、二年に一度開催される条約締約国会議において、参加国によって議論されて決まる。そうして、附属書に掲載された種を輸出、輸入、再輸出、海から取得するなど、「取引」という行為が禁止もしくは制限される。

1973年に条約ができ、1976年に初めての締約国会議が開催されたとき、アフリカゾウは附属書Ⅱに掲載された。アフリカゾウはアフリカ大陸全土に生息していたが、西欧による植民地支配の到来とともに象牙を目当てに大量に殺戮され、北部、西部、中央部では個体群の規模は小さくなっていった。その一方で、東部では保護区でのサファリなど観光資源として重要視されており、南部においても間引きなど計画的な管理の下、豊富な個体群が保

<sup>9</sup> トレモンタン・前掲書(8)、85頁。

<sup>10</sup> 1973年成立 1975年発効。世界175カ国が加盟している(2009年11月時点)。

たれていた。しかし、1976年には大陸全体で130万頭<sup>11</sup>いたゾウは、象牙の需要が世界的に高まる中で大規模な密猟に会い、1987年には76万頭<sup>12</sup>にまで減少する。特に、ケニアやタンザニアなどでは保護区や国立公園内において密猟が急増化し、ゾウの数は激減した<sup>13</sup>。このことは、これらの国々の観光業にも大打撃を与えた。

こうした事態を受け、アフリカゾウの生息国は、国によって多少の状況の違いはあれ、アフリカゾウという種をいかに絶滅のおそれから守るかについて、締約国会議で全体での合意を形成しようとする。しかし、アフリカゾウという誰もが知る野生動物の顕著な減少があまりにショッキングな事実であったため、過剰反応したアメリカやフランスの動物保護・愛護系のNGOは、ゾウ減少の原因である密猟を引き起こす象牙取引を一切禁止すべき（つまり、すべての国に生息するアフリカゾウを附属書Iに掲載すべき）である、という端的な論理を用いて大規模なキャンペーンを世界中で開始する<sup>14</sup>。この影響を、アメリカやフランスに始まり、ケニア、タンザニア、西アフリカ諸国などの関連国が受け、そこへさらに政治的な圧力なども加わった結果、アフリカゾウの取引反対派が多数を占めた1989年の締約国会議では、南部アフリカ諸国など、一部の国の個体群が格上げ基準を満たしていないにもかかわらず、全個体群は附属書Iへと掲載されることになった。

その影響は現地においても顕著に現れることとなる。タンザニアにおいては、密猟の取締りがさらに強化され、それまで保護区近辺の村に現れては、村人に金を払い密猟をさせていたバイヤーの姿も見られなくなった。また、各保護区で活動を展開する欧米のNGOにはキャンペーンによる多額の寄付金が入ったため、それらが取締りやゾウの保護活動に充てられ、規制は一層活発になった。生きているゾウから経済的な利益を得る観光業を重視するケニアやタンザニアにとって、アフリカゾウの附属書I掲載は、このように密猟に対抗する手段として期待できるものであった。NGOの働きかけはあったにせよ、ケニアやタンザニアが取引停止を指示したのも、こうした効果を見込んでのことが大きかった。

しかし一方で、地域レベルでは、それまで法規制はあったものの、実質的には放任されていた保護区に隣接する村の住民による生活のための狩猟権までが厳格に制限される結果となり、深刻な問題となる。また、管理政策の成功によりゾウの頭数が安定しており、観光業に加えて、象牙や肉、皮などを資源として利用することで経済的利益を得ることも重視する南部アフリカ諸国では、このことは重大な経済的損失と受け止められた。これらの国々では、野生生物の所有権や利用権を国から地方に委譲し、地域社会が地元の野生生物資源を利用することで貧困解消を狙うなどのプログラムも実施されており、その重要な資金源としての象牙取引が停止されることは大きな痛手であった。こうした事情もあり、1989年の締約国会議では、附属書I掲載基準を明らかに満たしていない国々について、その個

<sup>11</sup> 阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス』86頁。

<sup>12</sup> 阪口・前掲書(11)、91頁。

<sup>13</sup> くわしくは、イアン&オリア・ダグラス＝ハミルトン『象のための闘い』を参考のこと。

<sup>14</sup> くわしくは、阪口・前掲書(11)、第5章参照のこと。

体群の格下げを次回以降の会議で検討することが決定された<sup>15</sup>。

### 3-2. 象牙の全面輸出禁止措置から取引再開に向けての動向

1989年の全面輸出禁止を受け、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビアを中心とした南部アフリカ諸国は、1992～1997年にかけて開催された三回の締約国会議で、あらためて、各国の状況の違いに応じたより柔軟なアフリカゾウ生息国・関連国による合意形成を目指すべく取り組みを行う<sup>16</sup>。彼らはまず、それまで曖昧であった附属書の掲載基準を詳細に定めることを会議上で求め、1994年の会議において新しい基準が定められた。次に、その基準に照らし合わせて自国のゾウ個体群が附属書Ⅰではなく附属書Ⅱに掲載されるべきである旨を証明した。さらに、EUの協力のもとで開催された、アフリカ諸国の間で互いの状況についてわかりあうための現地視察を含めたアフリカ諸国会議において、各国の代表者に理解を求めた。

こうした努力の結果、1997年の締約国会議において、象牙取引は会議で認められた場合のみ実施する、取引相手も会議で認められた国のみとする、象牙の違法取引状況とゾウの違法捕殺状況についてのデータベースをつくり動向をさぐり続けるなど<sup>17</sup>、多くの条件つきではあるが、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア三ヶ国の個体群が附属書Ⅱへ掲載されることとなった。これを受け、1999年には日本とこの三ヶ国の間で一回限りの象牙取引が実施された。

以後、2000～2004年にかけては、2000年の会議で南アフリカの個体群が新たに附属書Ⅱに掲載されたものの、依然として、ケニアからは全個体群の附属書Ⅰへ掲載が求められる一方で、南部アフリカ諸国からはさらなる取引実施を求める声があがり、議論は平行線をたどっていた。だがそれも、2007年の会議において、取引反対派、取引推進派両方の意見を汲み取る形で、2008年に新たな象牙取引を一回実施した後は9年間取引を停止する、次々回の会議までに(9年が過ぎた後の)象牙取引実施のための意思決定プロセスを作成する、という合意<sup>18</sup>がアフリカ諸国全体で形成されたことで、一応の終息となった。ここにおいては、動物保護・愛護系のNGOやアメリカ、フランスなどの大国や元宗主国などによる圧力もほとんど介入することがなかった。

また、2007年の会議において特筆すべき点として、1989年の時点では象牙取引反対派であったタンザニアが、自国の個体群の附属書Ⅱへの掲載をもとめたことがある<sup>19</sup>。タンザニアではゾウの頭数が回復しており、それに伴い、南部アフリカ諸国の場合と同様にゾウによる農作物被害などが起き、人とゾウの衝突が増加していたという背景があった。

<sup>15</sup> ワシントン条約第7回締約国会議決議7.9。

<sup>16</sup> くわしくは、Phiyllis Mofson, in Jon Hutton and Barnabas Dickson, *Threatened Convention: The Past, Present and Future of CITES(EARTHSCAN,2000)*, Zimbabwe and CITES: Influencing the International Regime, pp.105-119 を参照のこと。

<sup>17</sup> ワシントン条約第10回締約国会議決議10.9及び10.10。

<sup>18</sup> ワシントン条約第14回締約国会議決定14.75～14.79。

<sup>19</sup> ワシントン条約第14回締約国会議提案書、COP14Prop.7。

### 3-3. 条約における議論と地域社会での実情との関係をどう考えるか

ワシントン条約は、しかし種の国際取引の規制に関してのみ定める条約であるが、その目的である「絶滅のおそれの防止」には、実際にその地域で対象種とかかわりを持つすべての人間、すべての行為や取組みが関係してくる。そして、条約会議によって決定された種の附属書への格上げ・格下げなどの決定は、国際取引という行為のみにとどまらず、現地での規制や地域住民の生活など広範囲に影響を及ぼすことは、上記でも触れたとおりである。逆に、条約会議での締約国による合意形成や意思決定は、対象種の国際取引データのみならず、絶滅のおそれの防止に関わるすべての要因に常に左右されているといえるだろう。

こうした事実を考慮すればこそ、対象種をめぐるあらゆるレベルでの動向を整理し、それらをとらえるための枠組の形成が求められてくる。アフリカゾウが生息する地域では、人間とゾウの間にどのような問題が生じているのか。その問題には、その地域の人間社会におけるどのような要素、問題・課題が関連しているのか。自治体は、国は、そうした問題の発生と解決にどのようにかかわってくるのか。そして、そのような事情をそれぞれに抱えた国々と、他の象牙やゾウ製品を利用する国々の間には、どのような問題・課題が存在しているのか。地域や自治体、国、国際社会あらゆる段階において、何をめざすことが求められているのか。これらすべてを含む全体像を描き出した上で、国際取引を規制するワシントン条約には何ができるのかを考えていくことが重要である。

## 4. まとめ—持続可能な発展に向けた視点の構築を目指して

野生動植物という単体の「種」を、絶滅のおそれから守るということに対して、ワシントン条約という立場・国際取引という分野からどのようなアプローチが可能なのか。それを鮮明にするには、以下の二点を考慮したうえでの、条約会議における各国の、経済・社会・文化など多分野にまたがる議論が必要である。すなわち、野生生物の置かれている状況にとって、国際取引がどのくらいの脅威となるのか、野生生物の一番近くに暮らし、それらとかかわりをもつ地域社会にとって、国際取引はどのような影響力を持つのか。

こうした変革をワシントン条約に迫るものとして、生物多様性条約と「持続可能な発展」という概念<sup>20</sup>の登場がある。生物多様性条約は、生物多様性の保全とその持続可能な利用、遺伝資源の利用から得られる利益の衡平な配分を目的として、1992年に締結された条約である。そして、その対象範囲の幅広さから、ワシントン条約や他の野生生物、自然環境に

<sup>20</sup> 「持続可能」という考え方は、もともと自然保護分野において発達してきた概念である。1980年、IUCN、UNEP、WWFが共同で発表した『世界保全戦略』には、「自然資源の保全を通じて持続可能な開発の達成を促進援助すること」が目的として書かれ、注目された。その後、1984年に国際連合に設置された、環境と開発に関する世界委員会（通称ブルントラント委員会）の報告書『OUR COMMON FUTURE』（1987年）の中で、持続可能な発展（開発）とは、「将来世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」と説明された。ここでいう発展（開発）とは、地域開発、土木開発、経済規模の拡大といった意味よりも、「より豊かな状態を目指し向上していく」といった意味合いを有している点に留意する必要がある。参考文献／西井正弘編『地球環境条約』（有斐閣、2005）など。

関連する条約の上に立ち、それらを束ねる枠組条約と位置づけられている。ワシントン条約は、成立当初には、その目的が示すとおり、野生動植物を保護・保存することを目指す条約であった。しかし、野生動植物に全く手をつけないのではなく、それらを持続的に利用することでその保全を図ろうとする姿勢を持つ生物多様性条約の枠組みに組み入れられたことによって、その目指す方向を明確に修正することが求められるようになったのである。

だがこのことは、突然迫られた転換などではなく、アフリカゾウ論争という現象のうちにも、豊富な個体群を持つ南部アフリカ諸国による象牙利用をいかに違法取引や密猟を誘発しない形でおこなうか、象牙取引というアフリカゾウの利用を関係国はどう考えてゆくのか、という問いとして現れていたものである。また、生物多様性条約は、「自国の法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること」を明記している<sup>21</sup>。この点に関しても、地域社会での野生生物の狩猟権問題などが、ワシントン条約が考慮しなければならない問題として持ち上がってきている。ワシントン条約はまさに、持続可能な発展に適応していくことを求められている。

ところで、持続可能な発展を目指す人間は、はたして進化・進歩の途上にある人間といえるのだろうか。ダーウィンのいう道德性の進化からすると、地球の環境にまで目を向け始めた人間はその点においては進歩しているのかもしれない。しかし、環境問題というさまざまな要因が複雑に絡み合った事象を引きずり、不可逆な道を進む人間の歩みは、形態こそテイヤールのいう進化に近いものはあるが、終着点が見えないだけに、進化しているとは言いがたい面がある。

だが、ダーウィンとテイヤールの二人の進化論を見るとき、重要なのはその進化の行きつくさきではなく、私たち人間がその過程の中に、宇宙や生命、自然とのかかわりやつながりを持ったものとして存在しているということである。壮大な時間軸や他との関連という全体の中の、どこに今人間は位置しているのか。それを絶えず意識する目を二人の論者から学ぶことが、地球環境問題の解決に、持続可能な発展の形成に、重要な意味を持つといえる。

---

<sup>21</sup> 生物多様性条約第八条(j)項。



## 参考文献

入江重吉『ダーウィニズムの人間論』昭和堂、2000年。

クロード・トレモンタン『テイヤール・ド・シャルダン』美田稔訳、金羊社、1966年。

阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセスーワシントン条約と NGO・国家ー』  
国際書院、2006年。

イアン&オリア・ダグラス＝ハミルトン『象のための闘い』伊藤紀子・小野さやか訳、岩  
波書店、1995年。

西井正弘編『地球環境条約ー生成・展開と国内実施』有斐閣、2005年。

Jon Hutton and Barnabas Dickson (2000), *Threatened Convention: The Past, Present  
and Future of CITES* : EARTHSCAN.

ワシントン条約ホームページ <http://www.cites.org/>

(ワシントン条約締約国決議、提案書はすべてホームページより抜粋)